

東京電機大学中学・高等学校同窓会会則

第1章 名称および事務所所在地

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学中学・高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を東京都足立区千住旭町5番 東京電機大学校友会内に置く。

2 本会は、本部のほかに東京都小金井市梶野町四丁目8番1号東京電機大学中学・高等学校 内に事務所を置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて会員と母校との連繫を密にして、母校の発展に寄与することを以って目的とする。

第3章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員は、正会員、在学会員および特別会員よりなる。

(1) 正会員は、東京電機大学中学校、東京電機大学高等学校、東京電機工業学校、電機第一工業学校、同併設中学校、電機第二工業学校、同併設中学校および電機学園高等学校の卒業生とする。

(2) 在学会員は、東京電機大学中学校および東京電機大学高等学校の在校生とする。

(3) 特別会員は、東京電機大学中学校・高等学校の教職員および本会に特に功労のあった者で、幹事会で承認された者とする。

(議決権等)

第5条 正会員は、東京電機大学中学・高等学校同窓会総会（以下「総会」という。）の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

2 名誉会長、顧問、特別会員および在学会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。

第4章 役員等

(役員等の構成)

第6条 本会に次の役員等を置く。

(1) 役員として会長1名、副会長若干名、会計2名、会計監査2名を置く。

- (2) 幹事として50名以内を置く。ただし、第1号の役員（会長、副会長、会計）は幹事を兼務するものとする。
- (3) 名誉会長1名を置く。
- (4) 顧問および参与若干名を置く。
- (5) クラス委員は、当該クラスより選出され、各クラス3名まで置くことができる。

（役員等の選任）

第7条 会長、副会長、会計は、総会において幹事より選出する。

- 2 名誉会長には、東京電機大学中学・高等学校校長を推戴する。
- 3 会計監査は幹事以外から総会において選出する。
- 4 顧問は、名誉会長の経験者で、会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。
- 5 参与は、原則として会長（旧会則による幹事長）および会長に準ずる経験者で幹事会の承認を得るものとする。
- 6 幹事は、会長が会員より推薦を受け、幹事会の承認を得た時点で任命・就任するものとする。

（役員等の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、役員会および幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。ただし、本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、校友会事務局と連携して担当するものとする。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 5 総務は、総務担当および庶務担当依り成り、本会の総務全般を担当する。
- 6 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。
- 7 クラス委員は、クラス会を開催し、本会との連絡を緊密にし、本会の発展を図る。
- 8 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べる事が出来る。

（役員等の任期）

第9条 役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は、総会で新たな会長が選出されたとき、幹事の任期が残存している場合でも、幹事の任期満了とみなされ幹事を退任する。
- 3 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 幹事は、第7条の規定に従い必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、新任時のみ当該年度と翌1年間とする。

第5章 会 議

（会議の種類）

第10条 会議は、総会、役員会および幹事会とする。

(総会)

第11条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、出席者より選出する。

3 次の事項についての決議および報告を行う。

(1) 役員を選出

(2) 事業報告および決算の承認、会計監査の報告

(3) 事業計画および予算の承認

(4) 幹事会で承認された幹事氏名の報告

4 総会で決議され報告された事項については、第7条第1項ただし書きによる承認のほかは、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

(役員会)

第12条 役員会は、役員により構成し、会長が召集し、会務を審議決定する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、役員、幹事により構成し、必要に応じて会長が召集し、会務を審議決定する。

2 会員より推薦された幹事の承認を行う。

(決議)

第14条 総会、役員会および幹事会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 会長は、業務遂行上必要であると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、会長が選出し、幹事会の承認を得るものとする。

3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 会則の改正および委任

(改正)

第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本会則は、昭和35年4月17日より施行する。
- 2 昭和46年5月15日 第6条第4項一部改正
昭和47年6月27日 第6条第1項一部改正
昭和50年6月7日 第13条第1項一部改正
昭和56年6月27日 全面改正
昭和57年6月26日 第13条第1項一部改正
昭和60年6月22日 一部改正
平成4年6月20日 一部改正
平成9年6月21日 一部改正
平成14年6月15日 第6条第三号一部改正
平成16年5月15日 全面改正
平成17年5月14日 第8条第3項削除、第11条の変更、他一部変更
平成20年5月10日 一部改正(第7条名誉会員を会長に、第10条会計監査追記、他)
平成22年5月15日 全面改正(幹事を幹事会で承認出きるよう会則の改定を行い、更に細則の多くを本会則第7条に取入れた。また、会長は、新会長が選出された時点で、幹事を降りなければならないが、副会長・会計は、各新役員が選出されても幹事を継続する)
平成25年4月1日 全面改正(一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行)
平成25年4月27日 会計2名に訂正および会計監査(2名)の追加
平成26年5月17日 役員の明確化、総会議案についての決議および報告の明確化